

広島市民賞授与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市表彰条例（昭和24年4月1日広島市条例第13号）の規定に基づく表彰のうち、広島市民賞の授与について定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 広島市民賞の授与は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して行う。

- (1) 文化・スポーツ活動等において優秀な成績又は卓越した功績を残し、市民に感動と希望を与えるなど本市の発展に寄与した者
- (2) 社会福祉活動、公衆衛生活動、自治組織活動、市民の模範となる善行等により、本市の発展に寄与し又は市政に関し功労があった者
- (3) 本市事業の推進に多大な貢献をするなど市政に関し功労があった者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、広島市表彰条例施行規則（昭和27年広島市規則第1号）第5条の広島市表彰審査会の審査を経て、市長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈って、これを行う。

(表彰の時期)

第5条 広島市民賞の授与は、原則として年1回行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、その都度行う。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。